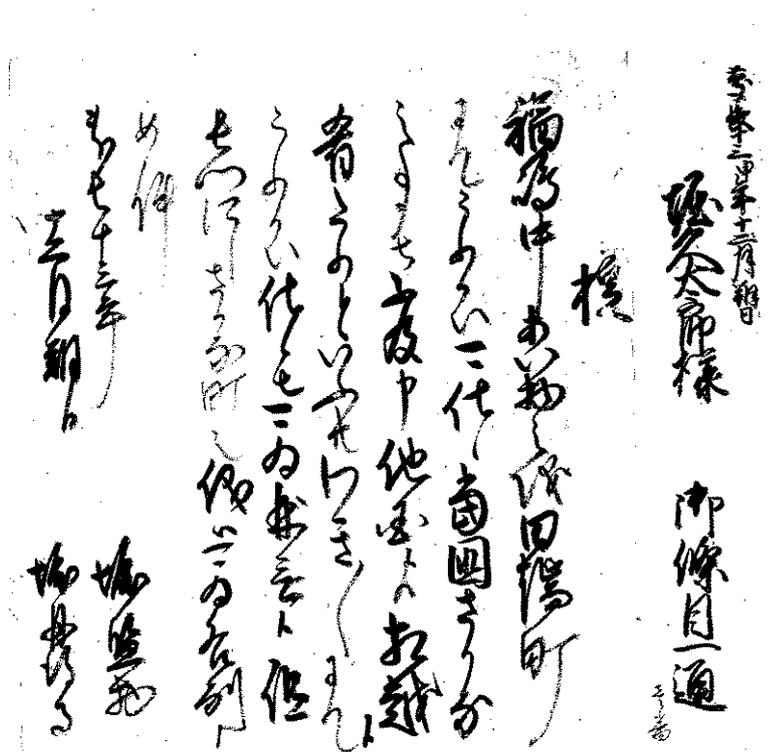


「田端条目」 目録解題

田端町は、高田城下町の一つで、およそ現在の上越市仲町3丁目にあたる地域である。福島城以来の城下町で、高田築城に伴い現在地に移転した。上田端・下田端の二町があり、合わせて両田端町と呼ばれていた。

ここには、鮮魚・塩魚・干魚などの卸売りの特権が与えられていた。このため藩領内で漁獲される魚や、領内の湊に陸揚げされる魚類は田端町で改めをうけ、一定の移出入税を払った上でなければ流通のルートに乗せることが出来なかった。

この特権は福島城の堀氏以来代々の領主が踏襲し、それを確認する書札を発給していた。これらを総称して「田端条目」と呼び、堀氏が発給した慶長13年(1608)のものから榊原氏が発給した天明3年(1783)のものまで、写本や関連文書を含めた20点が3本の卷子に仕立てられている。



「掟」堀藍物・堀丹後守（慶長13年12月1日）

福嶋中のあい物、魚は田端町以外売買してはならないこと。